

山梨県立あけぼの医療福祉センター入所児（者）等
給食業務委託に係る総合評価一般競争入札公告

山梨県立あけぼの医療福祉センターが発注する入所児（者）等給食業務委託に係る契約は、総合評価一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和4年4月14日

山梨県立あけぼの医療福祉センター 所長 畠山 和男

1 総合評価一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 山梨県立あけぼの医療福祉センター入所児（者）等給食業務
- (2) 履行場所 山梨県韮崎市旭町上條南割3251-1
山梨県立あけぼの医療福祉センター
- (3) 履行期間 契約の日から令和7年7月31日まで
(給食供給期間 令和4年8月1日から令和7年7月31日まで)
- (4) 業務内容 山梨県立あけぼの医療福祉センター入所児（者）等給食業務委託実施仕様書
(以下「仕様書」という。)で定める内容であること。

2 総合評価一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）
 - エ 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - オ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者（これらの申し立てにより再生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）に基づく山梨県物品等入札参加有資格者名簿において「給食」又は「給食・調理」に係る登録を受けている者であること。
- (4) 経営状態が著しく不健全と認められる者でないこと。
- (5) その他本件入札説明書に定める要件を満たすこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒407-0046 山梨県韮崎市旭町上條南割3251-1

山梨県立あけぼの医療福祉センター総務課

電話 0551-22-6111

FAX 0551-22-7890

メールアドレス akbn-iryo@pref.yamanashi.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和4年4月26日（火）までの間において、次のいずれかの方法により交付する。

ア 直接交付

この公告の日から令和4年4月26日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、（1）に掲げる場所において直接交付する。

イ メールによる交付

メールで入札説明書を請求するときは、件名に「入所児（者）等給食業務委託総合評価一般競争入札説明書請求」と記載し、本文には、住所、郵便番号、電話番号、FAX番号、名称、担当者の部署名及び氏名等を記載し、（1）に掲げるメールアドレスあてに送信すること。メール送信後は、必ず、到達確認の電話を入れること。

なお、山梨県立あけぼの医療福祉センターのホームページにある問い合わせフォームから請求しないように注意すること。

ウ 郵便による交付

郵便で入札説明書を請求するときは、封筒の表に「入所児（者）等給食業務委託総合評価一般競争入札説明書請求」と朱書きした上で、返送用として、住所、郵便番号、名称、担当者の部署名及び氏名等を記載し、郵便切手（580円）を貼った角形2号（A4判）の郵便封筒と名刺等の連絡先（住所、郵便番号、電話番号、FAX番号、メールアドレス、名称、担当者の部署名及び氏名等）が分かるものを同封して、（1）に掲げる場所まで郵

送すること。

なお、返送に要する日数を考慮して請求すること。

(3) 事前連絡

入札説明書の交付を希望する者は、事前に（１）の場所へ連絡すること。

(4) 入札説明書の取り扱い

入札説明書は他者への配付を禁止とする。

(5) 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から令和４年４月２６日（火）までの県の休日を除く毎日、午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までに（１）の場所に持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、提出期限までに当センターで受領したものに限り。

(6) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、書面により通知する。

(7) 入札説明会及び現場説明会の日時及び場所

令和４年４月２０日（水）午後１時３０分

山梨県立あけぼの医療福祉センター １階 会議室

なお、この公告に係る入札に参加するためには、本説明会及び現場説明会に必ず出席しなければならない。

(8) 入札及び開札の日時及び場所

令和４年５月１３日（金）午後１時３０分

山梨県立あけぼの医療福祉センター １階 会議室

(9) 入札方法

ア 落札決定は総合評価一般競争入札をもって行うため、入札書及び技術提案書等（以下「入札書等」という。）を提出すること。

提出は、入札当日に（８）に規定する場所に直接持参し入札するか、（１）に掲げる場所へ、令和４年５月１２日（木）午後４時（必着）までに、入札説明書に従い、一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵送するか、もしくは、信書便により送付すること。

郵送もしくは信書便により入札書等が提出された場合は、山梨県立あけぼの医療福祉センター担当者から入札者又はその代理人に対して、電話又はメールにて個別に結果を連絡することとする。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(10) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不当に阻害したと認められる者が行った入札その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下、「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

4 落札者の決定方法

(1) 次に掲げる各要件のいずれにも該当する入札者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法により算出された技術点と価格点を合計した総合評価点が最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が、規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内であること。

但し、予定価格の範囲内であっても、設定した調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、低入札調査委員会の審査を行うものとし、審査の結果、契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められる場合は、不適格とする。

イ 技術提案書の内容が、入札説明書に添付する「入所児（者）等給食業務受託技術評価基準」で指定する評価項目すべてに記載があること。

(2) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、くじ引きに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。

5 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

規則第108条の2第2号の規定により、これを免除する。

ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとし、規則第120条第1項の規定により、違約金を徴収するものとする。

(3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当するときは、これを免除する。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 違約金の有無

有

(6) 前払金の有無

無

(7) 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年山梨県条例第90号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

(8) その他

詳細は入札説明書による。